



ぶるべー



新型コロナウイルス感染症 支援一覧…7面  
 (仮称)第四次長期総合計画  
 素案にご意見を……………8面  
 回数券や1日乗車券で  
 にじバス ぶるべー号に乗ろう……………12面



新型コロナウイルスが流行している今  
**大地震が発生したら**

特集 今だから考えなければならない

# 地震への備え

現在、新型コロナウイルス感染症の流行が続き、密集・密閉・密接を避けるなど生活のかたちが変わってきました。こうした状況が続く中、災害が起こるといふ事態にも備えなければなりません。避難所では、感染症防止対策を講じると収容人数が想定定の3割程度となり、多くの方が避難してもすべての方を受け入れることができません。

感染症への関心が高まる今だからこそ、併せて災害が起きたときの準備をしませんか。

問合せ 防災危機管理課 ☎042(346)9519

2・3面 在宅避難の備え

4・5面 避難生活の備え

## 震度6強を想定 小平で起こりうる直下地震の被害

東京都が公表した首都直下地震などによる東京の被害想定では、小平に大きな被害を及ぼす地震は、多摩地域を震源とする多摩直下地震（プレート境界多摩地震）と立川断層帯地震で、揺れの大きさは、ともに震度6強と想定されています。

もっとも被害が大きいとされている冬の午後6時に地震が発生した場合、建物の倒壊や火災などの被害が出るとされています。

被害想定	平成24年4月発表	
	多摩直下地震	立川断層帯地震
建物全壊（建物半壊）	2,083棟（4,121棟）	2,322棟（4,261棟）
焼失建物	4,826棟	4,364棟
死者	182人	183人
揺れ・建物被害	86人	96人
火災	95人	86人
その他	1人	1人
負傷者	1,764人※	1,816人
揺れ・建物被害	1,316人	1,410人
火災	398人	357人
その他	49人	49人
避難者数	50,759人	58,129人

※首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成24年4月東京都防災会議）より抜粋。  
 ※小数点以下の四捨五入により合計値が合わないことがあります。

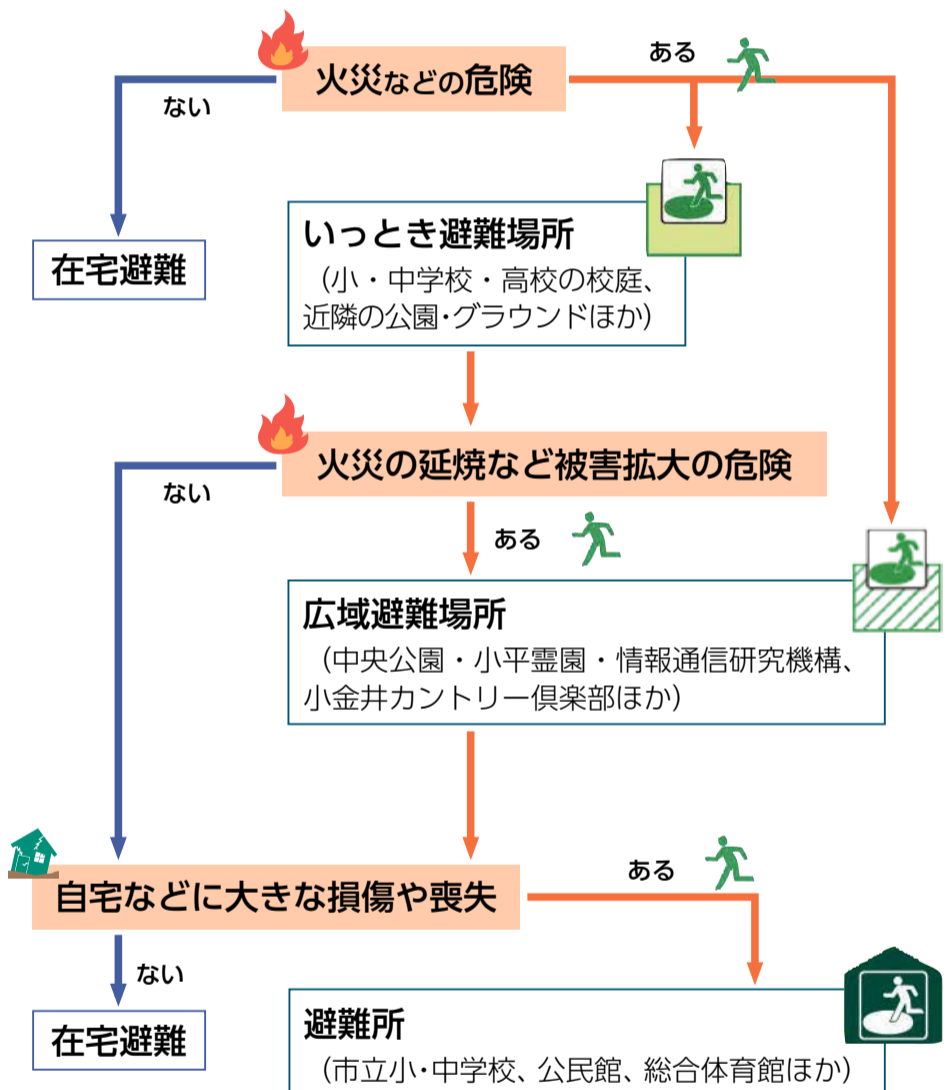


感染症に感染しない  
感染させない避難のために

# 在宅避難への備え

避難とは、難を避けることで、大地震が発生した場合、安全な場所にいる方は避難所に避難する必要はありません。  
震災後も、住み慣れた自宅で避難生活を送るための準備をしましょう。

## 大地震発生から避難まで



健康に異常・不安がある方は、ふだんからかかりつけ医や相談窓口にて災害時の対応などの相談をしましょう

### 避難先の検討

### 過ぎやすい

地震発生後、自宅の安全が確認できた場合は、自宅での在宅避難をお願いします。自宅は、人との接触を最小限に抑えられることや住み慣れた安心できる場所のため、避難方法としてもっともストレスが少ない避難先になります。

新型コロナウイルス感染症などの感染症が流行した場合、不特定多数の人が集まる避難所での生活は、感染の危険が高まります。また、避難所生活はプライバシーを守ることが難しいこと、共同生活など環境の変化とストレスで、心と体にさまざまな影響を及ぼすことが考えられます。まずは、避難所へ行かない避難の方法を考えましょう。

### 避難所に行かない 避難生活のかたち

### 今からできる準備は 家の片づけから

在宅避難で大切なことは、自宅を自分や家族の身の安全を守る場所にする事です。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、負傷者の約50%が家具の転倒・落下・移動によるものでした。また、飛び散ったガラスや生活雑貨で足の踏み場のない状態になることも原因になります。震災後の生活の復旧を早めるためにも、部屋の片づけが地震対策の第一歩です。重いものは高い場所に置かない、家具や棚など避難の妨げになる物は出入り口近くに置かない、地震が発生した時に家具の転倒から身を守る場所を作るなど、命を守る準備をしましょう。

ります。もし、在宅避難が難しい場合でも、親戚や友人・知人宅へ避難することも考えておきましょう。

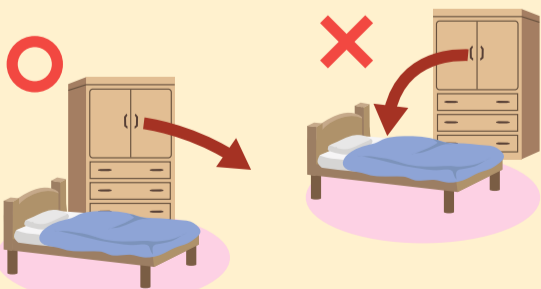
### ■ 自宅にとどまる判断のポイント

- ▷ 自宅に住めないほど家屋の被害はないか
- ▷ 自宅に倒壊の恐れはないか
- ▷ 隣家の倒壊などで自宅に影響がないか
- ▷ 自宅に火災などの危険がないか

## 家に安全な場所を作るために 家具など転倒防止対策を

熊本地震など、近年発生した震度6弱以上の地震で、けがをした原因の約30%~50%が家具類の転倒・落下・移動によるものでした(東京消防庁調べ)。震度5強以上の強い地震では、テレビや電子レンジなど重い家電製品が落下し、本棚やたんすなどの大きな家具が倒れることがあります。身近な被害を防ぐため、家具類を金具などで固定する、家具の配置や向きを工夫するなどの対策をしてください。

問合せ 小平消防署警防課防災安全係 ☎042(341)0119



### 家具の向きに注意を

家具が倒れやすい方向にベッドやいすを置くと、家具が倒れた時に非常に危険です。家具の向きを変える、低い棚に代えるなど、家具の置き方を工夫しましょう。



### 台所、リビング、寝室は特に注意を

高さがある棚や高い位置にある食器は、地震が起きて落下・転倒すると凶器になります。生活の中心となる場所では、地震が起きたときに安全なスペースを作るようにしましょう。

## 災害時の断水に備えましょう



大規模な地震が発生した際、配水管の損傷などで小平市の断水率は最大で約55%になると想定されています（首都直下地震等による東京の被害想定報告書・平成24年4月東京都より）。断水した時に水を確保する方法を、事前に確認しましょう。

## 避難所などでの応急給水

被害状況などで給水拠点を決定します。給水場所や時間の情報は、防災行政無線や広報車、小平市ホームページ、避難所掲示板などでお知らせします。給水拠点は、小平市防災マップで確認できます。

### ◆避難所など

避難所となる市立小・中学校と小平元気村おがわ東では、災害用に設置している飲料貯水槽から応急給水をします。また、消火栓などを利用した応急給水や給水車、ウォーター・パッカー（袋詰め）を利用した給水活動も行います。



### ◆震災対策用井戸

災害時、井戸所有者のご厚意により自宅などにある井戸を震災対策用井戸として開設します。断水で自宅の水道が利用できない場合、生活用水などに利用できます。

井戸は、個人が所有するものです。給水時には、マナーある行動で、ご近所同士で助け合いましょう。利用の際は、「震災対策用井戸」の看板を掲げるお宅で、井戸の利用ができるかを確認し、給水用の容器を持って順番を守ってください。

### ◆東京都水道局 災害時給水ステーション（給水拠点）

東京都水道局では、災害時の飲料水確保として水道施設の耐震化を進めるとともに、災害時には浄水所などで災害時給水ステーション（給水拠点）を開設します。

ところ 小川浄水所（小川町1-847）、津田二号水源（津田町3-39-3）、上水南浄水所（上水南町3-12-36）

## 断水や復旧見込みなどの情報

東京都水道局では、ホームページや公式ツイッターで断水や復旧見込みなどの情報を随時お知らせしています。

🔍検索 東京都水道局

## ふだんからの備え

▷水道水のくみ置き

地震後の生活で何より役に立つものは、生活で使えるくみ置きした水です。清潔でふたのできる容器に水道水を口元一杯まで入れてください。直射日光を避ければ3日程度、冷蔵庫に保冷で10日程度、飲料用として使用できます。浄水器を通した水は、塩素の消毒効果がないため、毎日くみ替えてください。

問合せ▷断水や災害時給水ステーションに関すること…東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部経営改善課☎042(548)5362

▷避難所や震災対策用井戸の応急給水に関すること…防災危機管理課☎042(346)9519

震災時には、多数の火災や救助事象の発生が予想され、救助の手が届きにくくなります。

そのため、自宅の安全点検や地域のひととの助け合いなど、自助・共助で災害に対応できるようにしましょう。



部屋に閉じ込められない家具の配置を扉近くに棚を置くと、扉をふさいでしまい、部屋に閉じ込められてしまいます。どの部屋からでも逃げられるよう家具の配置を確認しましょう。

## 震災後の生活のために部屋の片づけ道具も備えましょう

震災後は、棚が倒れる、食器や窓ガラスが割れるなどの被害があります。片づけをするとき、けがをせずに避難経路を確保するための道具の準備もしましょう。

- ▷ガラスが散乱して手や足にけがをしないための手袋、スニーカー
- ▷割れ物を捨てるための新聞紙、ごみ袋、ほうき、ちりとり
- ▷割れた窓を応急処置するためのブルーシート、養生テープ、ガムテープ、段ボール
- ▷工具をまとめたもの
- ▷スコップ・バール・のこぎり



平成16年新潟県中越地震  
電柱が傾いている様子

写真提供 消防防災センター  
「災害写真データベース」  
平成19年新潟県中越沖地震 道路の亀裂

流通が止まり  
店から商品が無くなる

電気・ガス  
上下水道の停止

通信機器が  
使えなくなる

## 人との接触が制限された環境で震災後の生活のために

地震発生後の生活は、電気、水道、ガスなどのライフラインが止まる、食料などの生活物資が手に入りづらくなるなどの状況が考えられます。また、感染症の流行などで人との接触が制限された場合、より日頃の備蓄が大切になってきます。

### 緊急時の対応の確認を

地震が発生すると、行政機関には問合せが多く入り、電話がつながりにくくなります。そのため、日頃から電気、ガス、水道などにライフラインに関わる正しい情報や対応を調べる方法を確認しましょう。

なお、市では緊急時に小平市ホームページなどでライフラインの復旧情報などを掲載します。詳しくは、5面下図をご覧ください。

▽停電情報や電気がつかないときの対処方法など

🔍検索 東京電力 停電情報  
問合せ 東京電力パワーグリッド株式会社☎0120(995)007、☎03(6375)9803

▽地震などによるガスメーター停止時の復旧方法など

🔍検索 東京ガス ガスメーターの復旧方法  
問合せ 東京ガス株式会社お客さまセンター（総合）☎0570(002)211

▽水道の断水や復旧見込みの情報

🔍検索 東京都水道局  
問合せ 東京都水道局多摩お客さまセンター☎0570(091)101、☎042(548)5110

## 日常生活で使うものを多めに買って消費する回転備蓄で備えましょう

地震発生後からライフラインが復旧するまでの間は、備蓄品での生活が考えられます。日常的に購入する食料品、生活用品、衛生用品などは少し多めに購入し、ふだんの生活の中で消費しながら買い足す回転備蓄で備えましょう。



## ライフラインが復旧するまで

大地震が発生した場合、東京都のライフラインの復旧は、電気は7日、上下水道は30日、ガスは60日程度かかると想定されています。そのため、生活に必要な水や調理に必要なカセットコンロ、情報を得るための通信機器用のバッテリーなど、最低限の生活ができる準備もしましょう。

### 災害時に役に立つもの

- ▷カセットコンロ
- ▷懐中電灯
- ▷充電式ラジオ
- ▷通信機器用のバッテリー
- ▷簡易トイレ



写真提供 消防防災科学センター「災害写真データベース」  
平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 住家の被害

# 自宅から避難しなければならなくなったとき 避難生活の備え

小平では、震度6強の地震が発生した場合、火災や家屋の倒壊などの被害が考えられます。こうした被害が起きた場合、自宅以外の場所で避難することも考えましょう。



避難しなければならないときのために

## 災害時の持ち出し品



避難所では、必要なものが必ずしもそろうとは限りません。避難袋に生活に必要なものは用意して、避難しても過ごせるための準備をしましょう。

### 避難袋づくりのポイント

- ▷外に持ち出して歩くことを考えて、リュックサックなど持ち運びしやすいバッグを避難袋に使うと動きやすくなります
- ▷持ち出し品は、旅行に行くときに持っていくものを入れてみましょう
- ▷入れ歯や常備薬、離乳食など日常生活で使うものを用意しましょう

### 非常時に必要な品

- ▷手間なく食べられる物
- ▷飲料水
- ▷敷きマット、ブランケット
- ▷防寒具、雨具
- ▷応急医療品
- ▷懐中電灯
- ▷折り畳み式ヘルメット
- ▷現金 (小銭)
- ▷マスク (口が覆えるハンカチやタオルでも可)
- ▷消毒用品 (アルコール・ジェルなど)
- ▷手を洗う石けん類
- ▷ペーパータオル、ウェットティッシュ、ハンドタオル
- ▷体温計
- ▷避難者カード

## 新型コロナウイルス感染症など感染症流行時の 避難所生活の主な注意点



避難所では、多くの人が集まるため、感染症が拡大する危険があります。避難した方は、感染症予防対策に努めてください。

- ▷マスク着用、手洗い、咳エチケットなどの感染症対策の徹底
- ▷密集・密閉・密接にならないよう十分な換気、人との距離を保つスペースを確保する
- ▷避難所の清掃など衛生環境の確保
- ▷検温など、自身の健康管理
- ▷発熱・せきなどの症状が出た方のための専用スペースの確保

など

### いつとき避難場所

災害発生後、一時的に災害から避難する場所

### 広域避難場所

火災などが拡大し、いつとき避難場所では危険があると判断された場合に一時的に避難する場所

### 避難所

住居の喪失など、継続して救援・救助が必要な方が生活の場として避難する場所

### 二次避難所 (福祉避難所)

要配慮者 (高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦など) が状況に応じた医療や介護など必要な支援を受けられる場所  
※避難所と二次避難所は、被災の状況により市災害対策本部の判断で開設されます。

**避難場所と避難所**  
災害時の避難先は、4種類あります(左記)。避難所の場所は、小平市防災マップや小平市ホームページで確認できます。避難が必要になった際は、防災行政無線、防災・防犯緊急メールマガジン、小平市公式ツイッターなど(5面下を参照)で開設状況をお知らせします。

**避難所での生活は  
避難が必要な方を優先**  
避難所に多くの人が避難した場合、特に新型コロナウイルス感染症流行時は避難スペースの確保が難しく、避難者全員を受け入れることが困難となります。本来に避難が必要な方を適切に受け入れられるようご協力をお願いします。

**避難者の運営・管理は  
避難者自身で**  
避難所は、被災して自宅で住めなくなった人が一時的に生活する施設です。そして、避難者同士がお互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向けての一步を踏み出す場でもあります。  
大規模な災害が発生した場合、市職員は通常業務のほか、応急復旧活動、被災家屋の調査、り災証明書の発行などにも従事するため、避難所の管理・運営に多くの市職員が従事することはできません。  
そのため、避難所生活は避難した地域住民の方々が中心となり、市職員、学校関係者、自治会や自主防災組織などさまざまな団体と協力しながら管理・運営していく必要があります。  
なお、被害状況により避難所で備蓄品が配布されるまで時間がかかる場合があります。避難の際は、避難袋などの準備をしてください。

## ペットとの避難



災害で家の倒壊や火災などの被害を受け、避難が必要な場合、ペットと一緒に避難所へ避難できます。ただし、避難所のスペースは限られているため、受け入れが難しい場合があります。

また、原則としてペットは屋外での飼育となり、居住スペースには入れません(障がい者補助犬は除く)。指定する場所につなぐか、ケージに入れるなどしてください。ペット用の日用品は、飼い主で用意してください。

### 避難所利用に必要なもの

- ▷ケージ、下敷きシート
- ▷水・食料
- ▷トイレ用品
- ▷医療品など



### ペットと避難するための備え

- ▷身元表示  
ペットとはぐれた場合、ペットが飼い主のもとに戻るよう身元表示をしましょう
- ▷しつけ  
避難所で周囲に迷惑をかけない、安全で速やかに避難できるよう、ふだんから飼い主がコントロールできるようにしましょう
- ▷健康管理  
感染症のまん延を防ぐため、日頃から体を清潔に保つこと、狂犬病予防注射(犬)や、混合ワクチン、ノミなど外部寄生虫の駆除をしましょう
- ▷防災用品の備蓄  
ペットの備えも飼い主が準備しましょう

## 避難所管理運営マニュアル

避難所管理運営マニュアルとは、被災後に避難所運営体制をいち早く確立するために、具体的な手順などをまとめたものです。避難所となる小・中学校の教育の早期再開や施設を衛生的に使用するためにも、一定のルールを定める必要があります。現在、市では地域住民や学校関係者の方々と協力しながら、避難所管理運営マニュアルの作成を進めています。マニュアルは避難所ごとに作成され、小平市ホームページからご覧になれます。避難所となる各小・中学校のうち12か所の地区で完成し、6か所の地区で作成中です(令和元年度末時点)。

## ブロック塀や木造住宅などの 安全確認を

2018年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊で通行人への被害が発生しました。また、昭和56年以前の耐震基準で建てられた木造住宅は、大地震が発生した場合、倒壊の危険性が高いと指摘されています。地震による人への被害を防ぐため、安全確認をお願いします。

### 費用を補助

#### 住宅の耐震診断・改修、ブロック塀改善

市では、木造住宅の耐震診断・改修費用や、ブロック塀などの撤去・改修費用を補助しています。地震による被害を防ぐためにも、家や塀を安全にしましょう。

※補助を希望する方は、必ず事前にお問い合わせください。

#### ◆木造住宅の耐震診断費用を補助

**対象** 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、指定の診断機関による耐震診断を実施するもの

**補助金額** 診断費用の2分の1に相当する額(限度8万円)

#### ◆木造住宅の耐震改修費用を補助

**対象** 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震基準を満たす耐震改修工事を実施するもの

**補助金額** 改修費用の3分の1に相当する額(限度100万円)

#### ◆ブロック塀などの改善費用の補助

**対象** ▷撤去…道路に面して、高さが1.5m以上であり、倒壊のおそれがあると判断されるブロック塀などの撤去  
▷改修…撤去後に、倒壊の防止に十分配慮した安全な塀などの築造

**補助金額** ▷撤去…経費の9割以内(1.5m当たり1万2千円、限度24万円)

▷改修…経費と1.5m当たり3万円を比較し、少ない額の5割以内(限度30万円)

**問合せ** 建築指導準備課 ☎042(346)9851

### 生け垣造りの費用を補助

生け垣は、地震による倒壊被害が少なく火災の延焼防止など防災面で高い効果があります。市では、生け垣造りの費用の補助をしています。

**対象** 敷地の周囲に新たに造る生け垣で、高さ0.8m以上、総延長2.5m以上のもの(道路に接する部分は、幅員が4m以上であること)

**補助金額** ▷生け垣造成補助…造成費の9割以内(1.5m当たり1万4千円、1件当たり28万円が限度)

▷ブロック塀などの撤去補助…撤去費の9割以内(1.5m当たり6千円、1件当たり12万円が限度)

※詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

**申込み** 工事の着手前に、申請書類(申請書、現況写真2枚(方向の異なるもの)、造成費見積書の写し)を水と緑と公園課へ ☎042(346)9830

### 耐震などの改修をした住宅の固定資産税を減額

市では、耐震・バリアフリー・省エネ改修をした住宅の固定資産税を減額します。減額措置を受けるには、原則として改修工事完了後、3か月以内の申請が必要です。

※要件や提出書類など、詳しくはお問い合わせください。

**問合せ** 税務課 ☎042(346)9525

## 小平市防災マップ

小平市防災マップは、自宅の最寄りのいっとき避難場所や給水拠点の場所、浸水予想区域図がわかる地図と、日頃の備えや災害時の心得、家族の安否確認方法などの防災情報を掲載しています。災害への備えにご活用ください。

防災マップは、防災危機管理課(市役所3階)、市政資料コーナー(市役所1階)、東部・西部出張所、図書館、公民館にあるほか、小平市ホームページからダウンロードもできます。

### スマートフォン用アプリ 小平市防災マップアプリ

アプリから小平市防災マップの情報を見ることができ、インターネットなどの通信ができない状態でもスマートフォンの位置情報を測るGPS機能で、最寄りの避難場所や避難所などが確認できます。



小平市アプリの紹介QRコード

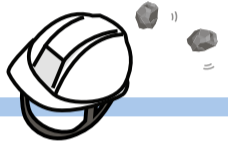
### 避難所までの経路の確認を

2011年3月11日の東日本大震災時、小平では震度5弱の地震が発生し、屋根瓦の破損(落下・ズレ含む)、ブロック塀の倒壊、家屋の外壁のひび割れ、窓ガラスの破損、電柱の傾斜、水道管の破裂などの被害がありました。

震災後、道を歩くときは上からの落下物や地面のひび割れなどに注意が必要です。避難所までの経路で、危険な場所の確認をしましょう。また、落下物から身を守るためのヘルメットや、歩きやすい靴など、震災後に外を歩くときに身を守るための備えもしましょう。



地震による屋根瓦の破損



**問合せ** 防災危機管理課 ☎042(346)9519

## 要配慮者のための防災行動マニュアル

要配慮者(高齢者や障がいのある方、妊産婦、外国人など)と、その家族の方々が、災害に備え、災害が発生したときに適切な避難行動をとることができるよう、日頃からの備えと対応をまとめています。また、要配慮者への接し方や支援の対応例を掲載しています。マニュアルは、生活支援課(健康福祉事務センター2階)、市政資料コーナー(市役所1階)などにあるほか、小平市ホームページからダウンロードもできます。



## 避難行動要支援者登録名簿に登録を

登録した情報は、地震・台風・火災などの災害時や救急時に、支援が必要な方の情報として警察や消防、民生委員などで共有し、平常時や災害時の防災活動に活用します。※避難行動要支援者登録名簿に登録したことで救助や支援が確約されるものではありません。

※名簿の提供先は、小平消防署、小平警察署、民生委員・児童委員、小平市社会福祉協議会、小平市地域包括支援センター、市と協定を締結した自治会・自主防災組織・マンション管理組合、市の関係部署です。3月に名簿を提供・更新します。

### 対象 自宅で生活し、次のいずれかに該当する方

▷介護保険制度の要介護3～5の認定を受けている

▷身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている

▷愛の手帳1度・2度の交付を受けている

▷精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている

▷75歳以上の方(一人暮らし、世帯全員が75歳以上、日中・夜間独居になる)

▷支援が必要な方(一人暮らし高齢者・高齢のみの世帯・軽度の障がい者)

※登録方法など、詳しくはお問い合わせください。

**問合せ** 生活支援課 ☎042(346)9537

### 防災行政無線

地震、集中豪雨、ミサイルの着弾などの災害や危機事象が発生した際に、速やかに避難のお知らせや情報を放送します。



#### 放送が聞こえなかったときは

防災行政無線で放送した内容は、放送後から一定時間、電話で確認できます。

**電話番号** 自動音声応答サービス  
042(341)0793

### 小平市公式ツイッター

小平市ホームページやメールマガジンに防災・防犯緊急情報として掲載した記事や、市民の健康や生活に影響を与える可能性がある情報を中心に配信しています。



小平市公式ツイッターアイコン



### メールマガジン

#### こたらいニュース

メールマガジンのこたらいニュースでは、防災・防犯緊急情報を配信しています。

#### 災害時の防災緊急情報の内容

▷被災状況

▷避難所・避難場所情報

▷医療情報

▷防災行政無線の放送内容

▷地震・気象・そのほかライフライン情報など

小平市ホームページ(右図QRコードからアクセス)から登録できます。



### 小平市ホームページ

大規模災害時には、小平市ホームページを災害時緊急ホームページに切り替え、市が収集した災害に関する情報を、迅速かつ正確に提供します。



11月30日(月)まで、防災に関連した情報を集めたページを掲載しています。日頃の備えにご活用ください。

市からの情報提供



## 新型コロナウイルス感染症

# 支援一覧

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活は大きな影響を受けています。市や東京都などの支援情報の一部を紹介します。掲載した支援の要件・内容など、詳しくはお問い合わせください。

## 個人向け

給付（うけとる）	家賃の支払いが困難な方 住居確保給付金	対象 離職・廃業・休業などに伴う収入の減少、また、自己の責によらない同等の収入の減少により住居を失うおそれのある方 給付額 家賃相当額（上限あり） 給付期間 原則3か月（要件を満たせば最長9か月）	問合せ こだいら生活相談支援センター（小平市社会福祉協議会） ☎042(349)0151
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	対象 ひとり親世帯で①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方、②公的年金などを受給しているため、児童扶養手当を受給していない方、③収入が児童扶養手当の水準に下がった方 基本給付 1世帯5万円、第2子以降は1人3万円を加算 ※①の対象者は申請不要です。②・③の対象者は申請が必要です。 追加給付 1世帯5万円（申請が必要です。） ※①・②の対象者（生活保護受給世帯は対象外）で、家計が急変し、収入が減少している方が対象です。	問合せ 子育て支援課 ☎042(346)9544 厚生労働省 ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎0120(400)903
	傷病手当金	対象 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ、療養のため仕事を休んだ方 支給額（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×支給対象日数（支給額の上限額あり）	▷74歳以下の国民健康保険加入者 問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529 ▷後期高齢者医療制度加入者 問合せ 広域連合お問合せセンター（東京都後期高齢者医療広域連合） ☎0570(086)519
	家計が急変し学費が払えない 日本学生支援機構 家計急変給付奨学金	対象 大学・短大・高专・専修学校在学の方 支給額 月額5,900円～75,800円 ※家計急変から3か月以内の申し込みが対象。 ※学業成績、家計基準など別途要件があります。	問合せ 日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570(666)301
貸付	生活を立て直したい（主に失業者） 総合支援資金	貸付上限額 複数世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	問合せ 厚生労働省 全国共通相談ダイヤル ☎0120(46)1999 小平市社会福祉協議会 ☎042(344)1217
	一時的に資金が必要（主に休業者） 緊急小口資金	貸付上限額 10万円以内、特別に認められた場合20万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	
支援	就学援助準要保護世帯 給食費相当額を支給	対象 就学援助の準要保護認定を受けた世帯 支給額 学校臨時休業期間中などの学校給食費に相当する額 ※就学援助は、随時申請を受け付けています。	問合せ 学務課 ☎042(346)9570
	住民税・固定資産税など	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少した、事業の継続が難しくなったなど、市税を納期限内に納付できない事情がある方は、納税が猶予される場合があります。 ※納期限までに申請する必要があります。	問合せ 収納課 ☎042(346)9527
猶予・減免	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、もしくは、主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入のいずれかが大幅に減少が見込まれる世帯は、減免を受けられる場合があります。	問合せ 保険年金課 ▷国民健康保険税について ☎042(346)9530 ▷後期高齢者医療保険料について ☎042(346)9538
	国民年金保険料	失業や事業の廃止、休止などの理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料免除や猶予の申請ができます。	問合せ 保険年金課 ☎042(346)9531
	介護保険料	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が大幅に減少したなどの場合、減免を受けられる場合があります。	問合せ 高齢者支援課 ☎042(346)9510
	水道料金・下水道料金	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合など、一時的に支払いが困難な事情がある方は、猶予を受けることができます。 ※個人、法人のすべての方が対象。	問合せ 東京都水道局多摩お客さまセンター ☎0570(091)101

## 事業者向け

給付（うけとる）	売上が20%以上50%未満減少 小平市中小企業等 家賃支援給付金	対象 令和2年4月と5月の売上が前年同月比で20～50%減少している事業者 ※個人事業主（フリーランス含む）、医療法人、特定非営利活動法人なども対象 給付額 1事業者につき上限30万円（月15万円を2か月分）	問合せ 産業振興課 ☎042(346)9534
	売上が50%以上減少 持続化給付金	対象 ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 給付額（上限） 中小法人等200万円、個人事業者等100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限です。	問合せ 経済産業省 持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570
	家賃支援給付金（経済産業省）	対象 令和2年5月から12月の売上高が1か月で前年同月比50%以上減少している、または連続する3か月の合計で前年同月比30%以上減少している事業者 給付額（上限） 中小法人等600万円、個人事業者等300万円	問合せ 経済産業省 家賃支援給付金コールセンター ☎0120(653)930
貸付	小平市 小口事業資金・小口零細企業資金融資あっせん制度（緊急運転資金）	対象 常時使用する従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下）で、申込金額とすでに信用保証協会の保証を受けている融資の残高との合計が2,000万円までの個人または法人（NPO法人を含む） 融資限度額 300万円 返済期限 36か月 利率 1.66%または1.86%（実質負担0.50%または0.56%）	問合せ 産業振興課 ☎042(346)9534



自治会は、地域の人たちが集まって運営し、親睦やお祭り、防犯・防災などの活動をしています。困った時に互い助け合う関係を、自治会を通して築いてみませんか。

### 人との交流が制限されていても地域の孤立を防ぐために

新型コロナウイルス感染症の拡大で人との交流が難しい状況下では、外出する機会が減り、地域から孤立しやすくなります。栄町あんず自治会では、黄色いハンカチ訓練（災害発生時、家族の無事を地域に知らせるために家の前に黄色いハンカチを掲げる訓練）や、自治会ニュースの配布など、人との接触に気をつけながら地域の安否確認訓練や情報提供の活動をしています。災害時は、安否確認や地域情報の共有が難しくなります。人との交流に気をつけるときだからこそ、地域で助け合う環境を作りませんか。



### 65歳以上の方や認知症に関心がある方

## 講座に参加して元気に過ごしましょう

### 9月～11月コース 気軽に元気アップ介護予防講座

介護を必要とせず、自立した生活を長く続けるために、健康運動指導士などの講話や簡単な体操、筋力をつける運動をします。

日程 ▷中島地域センター…第2・第4木曜日 午前10時～11時  
▷小川町一丁目地域センター…第2・第4水曜日 午後2時～3時  
▷上水新町地域センター…第2・第4金曜日 午後2時～3時  
▷上水本町地域センター…第1・第3木曜日 午後2時～3時  
▷ほのぼの館…第2・第4火曜日 ①午前10時～11時、②午後1時30分～2時30分  
▷元氣村おがわ東…第1・第3木曜日 午前10時～11時  
▷福祉会館…第2・第4月曜日 午後2時～3時  
▷喜平図書館…第1・第3火曜日 ①午前9時30分～10時30分、②午前11時～正午  
▷御幸地域センター…第2・第4火曜日 午前10時～11時  
▷鈴木地域センター…第2・第4火曜日 午前10時～11時  
▷大沼地域センター…第2・第4金曜日 午前10時～11時  
▷さわやか館…第2・第4火曜日 午後2時～3時  
▷花小金井南公民館…第1・第3金曜日 午前10時～11時  
※各全6回。駐車場はありません。

対象 市内在住で65歳以上の方 定員 各10人程度  
持ち物 水分補給用飲料、フェイスタオル、筆記用具  
申込み 7月31日(金)まで（消印有効）に、はがきに「介護予防講座希望」と明記し、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、電話番号、希望する会場（ほのぼの館、喜平図書館は時間（①・②）も記入）1か所を記入のうえ、問合せ先へ（ファクシミリ・電子メール可、応募多数の場合は抽選し、結果は8月18日(火)に全員に通知を発送）※高齢者支援課（健康福祉事務センター1階）にある申込用紙からも申し込み可能です。  
※8月7日(金)午後2時から、福祉会館4階小ホールで抽選します。抽選は、見学できます。

## 自治会に参加するには

### ◆住む地域の自治会長へ申込み

自治会長の連絡先や住む地域の自治会の紹介など、問合せ先で確認できます。また、小平市ホームページで公開している自治会マップでは、住む場所がどの自治会に属しているのか、地図で確認できます。



小平市ホームページ

### ◆住む地域に自治会がない方は

住む地域に自治会がない方は、自治会を結成できます。結成方法など、詳しくはお問い合わせください。また、結成方法などをまとめた自治会ハンドブックもあります。※自治会ハンドブックは、市民協働・男女参画推進課（市役所1階）にあります。また、小平市ホームページからダウンロードもできます。

問合せ 市民協働・男女参画推進課 ☎042(346)9532



## 自主防災組織で備えを

自主防災組織は、地域の住人によって自主的に組織され、防災資器材などの備えや防災訓練などを行っています。市では、自主防災組織の防災資器材の整備や訓練に要する費用の一部を補助しています。自主防災組織の結成方法や補助の条件など、詳しくはお問い合わせください。



### ◆自治会で新しく設置する消火器などを補助

自治会で消火器などを購入して街頭に設置した場合、1か所につき費用の半額を補助します。詳しくは、お問い合わせください。

対象 ▷国家検定合格証が表示されたA B C消火器（または同等の性能があると認められるもの）とその格納箱  
▷誰もが、いつでも使用できる場所に設置する  
▷自治会加入世帯10世帯につき1か所  
※期限が切れた消火器の更新は対象外です。

補助額 設置1か所あたりにかかった費用の半分×設置箇所  
※1か所あたりの補助額の上限は8,000円。

問合せ 防災危機管理課▷自主防災組織に関すること ☎042(346)9519  
▷消火器など購入の補助に関すること ☎042(346)9813

### 認知症になる前に気をつけよう

## いきいき認知症予防教室入門編

体を動かしながら頭を使う方法を学び、認知機能を鍛えます。  
とき 8月27日(木) ①午前9時45分～10時45分、②午前11時～正午  
ところ 健康福祉事務センター第3・第4会議室  
対象 市内在住の65歳以上で認知症の診断を受けていない方  
定員 各15人  
内容 日常生活のできる認知機能の鍛え方についての講話  
※受講終了者は実践編に申し込みます。  
申込み 7月20日(月)から、希望する時間（①・②）を電話で問合せ先へ（先着順）

### 地域の認知症の方を見守る

## 認知症支援リーダー養成講座

認知症のこと、認知症の方への関わり方などを学びます。地域で認知症の方と家族を支えるひとりになってみませんか。  
とき 9月4日(金)・24日(木)、10月9日(金)・27日(火)、11月24日(火) 午後2時～3時30分（10月9日は午前10時～11時30分） 全5回  
ところ 福祉会館4階小ホール（10月27日は中央公民館講座室2）  
対象 認知症サポーター養成講座を受講済みの方  
※受講していない方は問合せ先へご相談ください。  
定員 20人  
内容 病気の理解、接し方のこつ、体験談、傾聴についてなど  
申込み 7月20日(月)から、電話で問合せ先へ（先着順）

### 出張講座で認知症サポーター養成講座を受講できます

認知症サポーターとは、認知症やその家族を見守る応援者です。講座では、認知症を初めて学ぶ方向けに、接し方など基本知識を学びます。出張講座は、2人以上から受講できます。また、テレビ会議システム（Zoom）でも受講できます。詳しくは、お問い合わせください。



問合せ 高齢者支援課（〒187-8701 小平市役所）  
☎042(346)9539、☎042(346)9498、✉kaigoyobo@city.kodaira.lg.jp